

アルゼンチン

商標規則

1981年3月24日法令第558/81号

1981年4月9日施行

目次

第1条

第2条

第3条 手数料

第4条

第5条 出願及び異議申立

第6条

第7条

第8条 登録出願及び更新請求並びに登録手続

第9条

第10条

第11条 出願審査及び登録手続

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条 通知

第19条

第20条

第21条

第22条 司法手続の棄権

第23条 移転の記録

第24条 新たな証書の請求

第25条 広告

第26条 公告

第27条

第28条

第29条

第30条 出願人及び代理人

第31条

第32条

第33条

第34条

第35条

第 1 条

商品及びサービスは、次に掲げる区分により分類する。

(省略)

第 2 条

国立産業財産機関(The National Board of Industrial Property)は、第 1 条に規定の区分上で明示的に特定されない商品又はサービスを分類することができ、商品又はサービスの性状を最重点に考慮して、類似の商品又はサービスが分類される区分に含めることができる。当該分類項目は、国立産業財産機関が発行する商標公報に公告する。

前段の規定を害することなく、国立産業財産機関は、商品又はサービスの分類につき、本規則の附則に掲載の注釈の規定内容を、遵守するものとする。

(附則省略)

第 3 条 手数料

国立産業財産機関に対する手続は、次に掲げる手数料の納付を条件とする。

(省略)

産業開発局長官は、当該手数料を法第 47 条の規定により最新のものに調整し、新たな役務の導入に対して手数料を賦課する権限を有する。

第 4 条

出願に所定手数料の納付証明を付さない場合は、手続は遂行されない。

第 5 条 出願及び異議申立

商標登録出願、更新出願及び異議申立は、連邦諸州及び地域における対応規則に指定の郵便局において、なすことができる。

第 6 条

国立産業財産機関の商標局(the Trademark Department)局長は、郵便局長(複数)に登録簿を交付し、出願を記載させる。ただし、当事者が法に規定の方式により出願する場合に限る。登録簿は、国立産業財産機関の署名と頁番号を付すものとする。

第 7 条

郵便局長は、当該記載の認証謄本を、出願日後 2 日以内に国立産業財産機関宛に送付する。これには、所定手数料納付委託の証明書と共に明細書、図面及び印刷版(あれば)を伴うものとする。

当該文書の受領を該登録簿に掲載の上、第 12 条に規定の期間を開始する。

第 8 条 登録出願及び更新請求並びに登録手続

出願人が法人である場合は、法第 10 条に規定の事項と共に、法人設立管理規定に則り該当登記簿又は登記機関に登録済の旨の陳述書を提出するものとする。

第9条

該当する場合は、登録出願と共に印刷版2点を提出するものとし、印刷版は金属製又は木製で、標章の明瞭詳細な印刷を可能にするものとし、その寸法は縦8cm、横10cm以下とする。当該印刷版は法第12条及び第45条に規定の公告に使用するものとする。更新の場合は、印刷版1点のみの提出を要する。

第10条

標章が全体的又は部分的に線図、絵画、又はプリントにより構成される場合は、明細書に複製を貼付し、別に複製を10点提出する。当該複製は1色のみによるものとする。

第11条 出願審査及び登録手続

出願人は、標章の表示と共に出願日時、出願番号、出願人の名称、商品又はサービスの指定及び分類を表示する受理書の交付を受ける。同一の受理書が郵便局長により交付される。

第12条

出願日後10日以内に、出願は、適正な分類において出願されているか、及び法第10条に規定の方式要件を遵守しているか否かを確認するための審査を受け、また、出願人は、続く5日以内に結果の伝達を受ける。出願が適正に分類されていない場合は、国立産業財産機関の決定及び背景説明の通知も併せて受ける。

出願人は、相応の訂正をなすため又は当該決定に対して意見書を提出するための10日の期間を与えられる。当該期間の満了後10日以内に、公開が命ぜられ又は拒絶決定が発令される。

第13条

出願の公開には、出願人の名称、出願日、商品又はサービスの指定、分類区分、出願番号、優先権主張の有無、及び該当する場合は、出願を委任された産業財産代理人の登録番号を含むものとする。

第14条

異議申立書は正副2通提出し、異議申立人は、提出日付の受理書の交付を受ける。

第15条

法第13条に規定の期間の満了後15日以内に、出願人は、新規性欠如の引例、異議申立提起の理由、その他商標登録の主題に係る所見につき伝達を受け、併せて提出日を明示する異議申立書の写を受ける。

第16条

登録の付与に異議を申し立てる所見のみである場合は、出願人は通知後90日の期間を与えられ、その期間内に当該所見に回答し、相応の補正を行うものとする。当該回答の後、又は回答のない場合は当該期間の満了時、国立産業財産機関は90日以内を以って本件を終結する。

第 17 条

法第 18 条にいう通知がなされる場合は、当該通知は受理後 5 日以内に出願人に対して提出されるものとし、出願人は 10 日以内を以って新規性欠如の引例に対して答弁し、出願に係るその他の所見に対して応答するものとする。当該通知を出願人自身がなす場合は、当該通知の提出時に当該答弁及び応答を付すものとする。

国立産業財産機関は、当該提出に対する応答に続く又は当該応答期間の満了に続く 90 日以内に本件を終結する。

第 18 条 通知

出願拒絶の決定は、発令後 5 日以内に出願人に通知する。

第 19 条

商標登録出願が取り下げられた又は放棄された場合は、出願人はその発令後 5 日以内に決定番号及び決定日の通知を受ける。

第 20 条

登録が付与される場合は、出願人は、10 日以内に付与証書を受け取らなければならない旨の通知を受け、当該人がその受取を怠る場合は、ファイルは記録部門へ回付される。

第 21 条

本規則下の通知は、管理手続法及び同規則の規定に則り、又は受取通知請求付き書留郵便によりなすものとし、本規則に規定のすべての期間の計算は経過日単位でなすものとする。

第 22 条 司法手続の棄権

当事者は、司法手続の棄権を決定する場合は、共同で又は個別に書面でなすものとする。双方の当事者から棄権の宣言を受理した後 10 日以内に、各々の当事者が 10 日の期間を以って提出物の提出をし、かつ、関連ありとみなす何らかの証拠の提出の申出をすることを認容するものとする。当該証拠は、申出後 30 日以内に提出するものとし、当該期間の満了後 90 日以内に最終決定が交付される。

第 23 条 移転の記録

所有権変更の登録又は登録若しくは出願の移転のためには、次に掲げるものを提出するものとする。

(a) 譲渡者及び譲受人の名称及び住所、登録簿上の付与番号及び移転又は所有権変更の証明書類の写を伴う申請書。譲受人は、当該目的のために連邦首都内の住所を設定するものとし、移転は、国立産業財産機関により当該目的のために作成された様式を以って施行することができる。

(b) 商標登録証、又は当該登録を証明する新たな証書

(c) 手数料納付の証明書

第 24 条 新たな証書の請求

登録付与の新たな証書の取得のためには、当事者は、相応の手数料の支払証明書を付し、明細書の写を伴う申請書を提出する。

同一登録につき 2 以上の証書を請求する場合は、単一の申請書で足りるものとし、証書の必要数に見合う数の明細書の写を添付し、当該証書の各々につき相応の手数料を支払う。

何れかの当事者の請求があれば、標章の名称、商品の指定、出願及び登録の日付及び番号、所有者の名称、その他関連のファイルに係る請求事項を掲載する証書を交付するものとする。

第 25 条 広告

広告スローガンにより構成される標章の所有者に対して付与される登録証は、「広告標章」の記載を含むものとする。同一の記載を、標章として個別に登録されている又は登録することができる広告スローガンその他の語句又は標識の証書に含むものとする。

第 26 条 公告

登録出願の公告は、国立産業財産機関が発行する商標公報上になすものとする。当事者の請求と手数料の支払があれば、当該公報上に登録標章の放棄の通知を公告する。

第 27 条

法第 45 条に規定の公告は、国立産業財産機関が刊行する報告書上になすものとする。

第 28 条

法第 45 条に規定の公告には、標章、登録決定番号、放棄、取下、又は拒絶を記録するものとし、対応順序で、所有者の名称、商品又はサービスの指定、標章の分類区分、及び手続を委任された代理人の登録番号を記録する。

移転の場合は、当該公告には、新たな所有者の名称、登録番号、当該分類、掲載日、及び手続を委任された産業財産代理人の登録番号のみを陳述するものとする。

第 29 条

法に規定の公告により発生する費用は、産業開発局国立産業財産機関のサービス手数料総額が払い込まれる「請求により提供するサービス」特別口座により賄うものとする。

産業開発局は、公告費用を決め、商標公報及び月報(monthly Review)の販売価格を設定し、その額は対応サービスの官報表示料金表を超えないものとする。

第 30 条 出願人及び代理人

次に掲げる者は、国立産業財産機関に対する手続を行うことができる。

- (a) 出願人(自然人又は法人を問わない。)
- (b) 包括委任状を受けた代理人
- (c) 登録産業財産代理人

第 31 条

産業財産代理人が授權代理人として行為する時は、当事者又は国立産業財産機関により請求

される場合を除き，相応の委任状を提出する必要はない。

代理人が営業責任者として行為する場合は，60日以内に委任状を取得しファイルに含めるものとし，委任状取得を怠る場合は，当該営業責任者としての立場の確認を得なければならない。

第 32 条

国立産業財産機関は，本規則の施行に由来する業務行為に係る純粹に手続上の規定を施行することを授權されるものとする。

第 33 条

法第 3,975 号を規定する 1900 年 12 月 5 日付命令，商品の分類を制定する 1912 年 7 月 30 日付命令，並びに命令第 4,065/32 号，命令第 68,514/35 号，命令第 111,715/37 号，命令第 7,309/61 号及び命令第 10,261/61 号は，ここに廃止する。

第 34 条

1912 年 6 月 14 日付，1912 年 8 月 21 日付，1915 年 5 月 12 日付，1926 年 1 月 20 日付，1932 年 6 月 18 日付，1935 年 4 月 29 日付の農業省令(The Resolutions of the Ministry of Agriculture)及び 1938 年 4 月 11 日付第 418 号は，ここに廃止し，併せて，産業鉱業局令第 307/60 号，産業開発局令第 133/79 号，並びに国立産業財産機関令第 4/56 号，第 4/60 号，第 3/61 号，及び第 9/62 号は，ここに廃止する。

第 35 条

本規則の条文は，国立登録機関に通達，公開，伝達し，公文書とする。